

第4回行政改革推進委員会 記録

【開催日】 平成21年3月9日(月)午後1時分～午後4時00分

【場所】 下呂市役所 ふれあいセンター 3階 会議室

【出席者】 委員 今井 隆委員、今井博子委員、岩垣美雪委員、神戸 久委員
熊崎洋司委員、中島次郎委員、細江広仲委員、山本さとみ委員

欠席・・・今井かおる委員、中島政彦委員、古瀬眞希委員
矢嶋洋子委員

事務局 細江義和総務課長、野村 穰課長補佐

【進行】 会長

【配布資料】 レジメ 第4回下呂市行政改革推進委員会次第

行政改革大綱答申案2月27日発送分(第3回委員会を受けて作成)

行政改革推進委員会委員 配布資料

行政の変革・改革実現のコンセプト(神戸委員提出)

はじめよう!参画と協働のまちづくり(追加配布)

【決定事項】

- 1) 行政改革推進委員会委員の任期を3年とし、引き続き委員として在籍すること
- 2) 答申を出席委員合意の上、最終案として作成した。
- 3) 事務局より、議事録とともに浄書した最終案を郵送し、確認をしていただく。異議がなければ確定する。
- 4) 市長への答申を3月23日(月)午後とする。時間、場所については事務局より後日連絡

【顛末】

次第に従い、会長が進行した。

(1) 前回議事録の確認

行政改革推進委員会の任期について

事務局説明

- ・ 条例上、任期が定められていませんが、第2次行政改革大綱では「行政改革の実効性を高め、市民主体・市民志向の行政改革を推進するため行政改革の進捗状況の報告を受けるとともに、市に対して評価や提言を行う。」と規定しています。また、現委員は第2次大綱(案)について、よく周知されてみえます。ついては任期を3年に定め、今後ともご協力をお願いしたいと考えております。さしあたって平成21年度は、行政改革実施計画の策定に関して評価や提言をいただくこととなります。場合によっては大綱の変更等もありません。

委員意見

- ・ 事務局原案通り了承した。

一般会計から特別会計への繰出し金について

事務局説明

- ・ 配布資料により説明。下水道会計以外はすべて総務省が定める繰出し基準内で抑えている。
- ・ 下水道会計は、平成20年度予算で3億5千万円の基準外繰出しがあるが、平成21年度からは、総務省の基準が変更され、基準内の繰出しとなる。

下水道の普及率について

事務局説明

- ・ 配布資料により説明。下呂市の世帯数12801戸のうち、10982戸が計画対象となっている。整備済み率は91.74%、普及率は67.00%である。

委員意見

- ・ 市民に対しては下水への接続を奨励しているが、公共施設については未接続のところが多い。奨励するなら公共施設から接続すべきである。

(2) 答申原案について協議

事務局から、修正点について説明

委員意見

- ・ 神戸会長提出資料により、行政改革の位置づけについて再確認をする。
- ・ 行政改革は、市の目指す姿、将来ビジョンを達成するための手段や方法を改善するものである。市民すべてが市の将来ビジョンを明確に理解することが出来れば、行政改革にも積極的に協力することができる。国においても同様であるが、目指すビジョンが判りにくいところがある。
- ・ 下呂市が目指す姿である「ふるさとを感じる森と清流、人とまちが響き合う、健康と交流のまち・下呂市」や「元気な下呂市」について、その内容をまず市民に説明し、理解してもらうことが重要である。

答申原案について次のとおり修正をする。

- ・ 前文は、神戸委員案に修正
- ・ 「1. 下呂市将来ビジョンについて」最終行を、「～市民に訴え、『元気な下呂市』の内容を示し市民をより良い方向に導く責務がある。」に修正。
理由：上記委員意見参照のこと
- ・ 「4. 市民の意見について」1行目を、「～その後の取り扱いに関しての、ルールがわからない。」に、2行目の「是々非々で」を「前向きに」に修正。
理由：「ルール」という言葉にかかる内容が明確でない。
「是々非々」と言う表現は適切ではない。
- ・ 「6. 事務事業の見直しについて」3行目「先進市でも取り組んでいる」を削除
理由：事務事業評価は、いまや常識化しているため
- ・ 「9. 新しい雇用形態の導入」1行目「給料表」を「給料体系」に修正。
理由：「給料表」は単に条例中の名称であり、一般的には「給料体系」である。
- ・ 「11. 給与について」5行目「人材確保」を「有能な人材確保」に変更。

理由：こういった人材を確保するのか明らかにする必要あり。

- ・「12. 職員の積極的な自己啓発」2行目「積極的に研修を受講するなど、自己啓発に努めていただきたい。」を「積極的に自己啓発に取組み、能力向上に努めていただきたい。」に変更。

理由：研修は人事課等が案内するものであり、基本的に受身である。自ら積極的にスキルアップする姿勢や行動が不可欠である。

- ・「13. 委員の見直し」4行目「地区代表の委員は管轄する～」を「地区代表の委員については管轄する～」に変更。

理由：主語が「地区代表の委員」となってしまう、本来の主体がわからない。

- ・「14. 市民と行政の～」5行目「人材登録制度」を「人材登録制度等」に、6行目「を担いたいと思う。」を「実現に協力したい。」に変更。

理由：市民参画の方法はもっと幅広いので「等」を入れる。

「元気な下呂市」には前文で協力を約束している。

- ・「16. 公共事業の実施について」1行目から3行目「また、」までを削除

理由：公共事業の実施計画は、ここでは言及する必要は無い。年間を通じた事業実施を提案するのみで良い。

- ・どんな仕事をしているのか、わからない委員会もある。
- ・1人でいくつもの委員に任命される場合があり、意見が偏る恐れがある。

(3) その他

行政改革実施計画に対する行政改革推進委員会の関わりについて

事務局説明

- ・来年度の委員会において実施計画について評価や提言をいただくこととなります。意見等があればできるだけ計画に掲載しますが、検討期間も必要であり、出来るだけ早めに連絡いただければ掲載に向けた対応が可能です。

委員意見

- ・委員として、改善提案を行いたい。
- ・どの地域でも同様のサービスが受けられるよう施策を講じていただきたい。たとえば、子育て支援策である児童館等は、萩原、小坂、下呂、金山地域にはあるが、馬瀬にはない。利用しようと思えば萩原を案内されるが、実質的に利用はできない。
- ・公共施設利用の減免規定を見直していただきたい。趣味の活動(社会教育的な活動)と、子どもの教育を目的とした活動が同一の基準で使用料等の減免の判断をされるのは、理解し難い。

答申について

事務局説明

- ・会長から市長に答申書を手渡すこととなります。簡単な懇談も可能です。
- ・3月23日(月)の午後を予定しています。詳しい時間と場所は後日連絡します。